

山口県報

平成18年
7月28日
(金曜日)

目次

告示	一
自衛官の募集(二件)(防災危機管理課)	一
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	二
家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課)	二
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	三
小型船用特定係留施設の指定(港湾課)	五
公告	六
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	六
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	七
防府都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	七
防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	七
宇部都市計画土地区画整理事業の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
収用委公告	八
公示送達	八

山口県告示第四百三三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十八条の規定により、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事



項を次のとおり告示する。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 募集期間

平成十八年八月一日(火曜日)から同月二十五日(金曜日)まで

二 試験期日

平成十八年九月一日(金曜日)

三 試験場の位置及び名称

山口市上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地

四 試験の方法

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (一) 採用予定月の一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する男性であること。
- (二) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 採用予定人員及び採用予定年月

区分	採用予定人員	採用予定年月
二等海士	若干人	平成十八年十月
二等空士	若干人	平成十八年十月

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町役場又は自衛隊山口地方連絡部(電話〇八三一九二二―三三三五)若しくは次のいずれかの募集事務所等にすべし。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所(電話〇八二七一―三三―一五八〇)
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所(電話〇八二〇一―二二―一八九九)
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所(電話〇八三四―三三―一七〇九七)
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所(電話〇八三一九二五―一八―三三)
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所(電話〇八三六―三三―一四三五五)

- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所(電話〇八三二一三三三九三五)
- (七) 自衛隊山口地方連絡部秋募集事務所(電話〇八三八一三二二四〇九)

山口県告示第四百四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事項を次のとおり告示する。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 募集期間
平成十八年八月一日(火曜日)から同年九月八日(金曜日)まで
- 二 試験期日
 - (一) 男性
平成十八年九月二十日(水曜日)
 - (二) 女性
平成十八年九月二十四日(日曜日)又は同月二十五日(月曜日)
- 三 試験場の位置及び名称
 - (一) 男性
岩国市尾津町二丁目二四番一八号 岩国短期大学
防府市大字田島無番地 航空自衛隊防府南基地
下関市松屋本町三丁目二番一号 海上自衛隊小月航空基地
 - (二) 女性
山口市上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地
- 四 試験の方法
筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 応募資格
次の各号のいずれにも該当する者であること。
 - (一) 平成十九年四月一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する者であること。
 - (二) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 採用予定人員及び採用予定年月

区分	採用予定人員		採用予定年月
	男性	女性	
二等陸士	五十人程度	若干人	平成十九年三月又は同年四月
二等海士	十人程度	若干人	
二等空士	十人程度	若干人	

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町役場又は自衛隊山口地方連絡部(電話〇八三一九二二二三三五)若しくは次のいずれかの募集事務所等にする。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所(電話〇八二七一三三一一五八〇)
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所(電話〇八二〇一三二一八一九九)
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所(電話〇八三四一三二一七〇九七)
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所(電話〇八三一九二五一一八三三)
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所(電話〇八三六三三一一四三五五)
- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所(電話〇八三二一三三三三九五)
- (七) 自衛隊山口地方連絡部秋募集事務所(電話〇八三八一三二二四〇九)

山口県告示第四百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関 成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
萩市	安光地区	ため池の整備	平成一八、七、二二

山口県告示第四百六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患畜又は 疑似患畜 の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛(ホル スタイン 種)	患畜	二	美祢市西厚保町原三 六七	平成一八、七、一八

山口県告示第四百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に關する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一区 大島郡周防大島町大字和田字平松三五の三に沿接する一般国道四三三七号から同字三四の七に沿接する一般国道四三三七号に至る土地の地先公有水面
- 2 第二区 大島郡周防大島町大字和田字鯖二の二から同町大字伊保田字大谷一八二一の三までに沿接する一般国道四三三七号地先公有水面
- 3 第三区 大島郡周防大島町大字伊保田字大谷一八二一の二から同大字字な切一八一七までに沿接する一般国道四三三七号地先公有水面
- 4 第四区 大島郡周防大島町大字伊保田字な切一八〇六の二から同字一八〇一の二に沿接する一般国道四三三七号に至る土地の地先公有水面
- 5 第五区 大島郡周防大島町大字伊保田字浅ノ浜西一七九九に沿接する一般国道四三三七号から同大字字角脇一七五五の二一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結び平成十年秋分の満潮位(D. L. +三・五二メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の8の地点から21の地点までを順次結んだ線及び8の地点と21の地点を結び満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

3 第三区

次の22の地点から43の地点までを順次結んだ線及び22の地点と43の地点を結び満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

4 第四区

次の44の地点から68の地点までを順次結んだ線及び44の地点と68の地点を結び満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

5 第五区

次の69の地点から74の地点までを順次結んだ線及び69の地点と74の地点を結び満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字伊保田字浅ノ浜上の丸山四等三角点(北緯三三度五六分五五・〇六秒東経一三三度二五分一〇・四六〇秒)(以下「基準点」という。)(から二六七度〇七分二九秒五八・二四メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三〇度四九分二四秒二一・三五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三〇度三三分四〇秒一九・九〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九度〇五分五五秒一九・七八メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二六度四六分四七秒一九・七二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二四度〇七分四九秒一九・七一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二一度三五分五二秒一九・五三メートルの地点
- 8の地点 基準点から二八四度三六分五七秒五三〇・二七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一八度二四分三四秒一九・八八メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一八度五二分二九秒二〇・一一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二〇度三二分二七秒二〇・二四メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二三度〇四分四五秒二〇・三四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六度三二分〇一秒二〇・三五メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二九度三九分四二秒二〇・二九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三一度三九分二六秒二五・四九メートルの地点

49の地点	48の地点	47の地点	46の地点	45の地点	44の地点	43の地点	42の地点	41の地点	40の地点	39の地点	38の地点	37の地点	36の地点	35の地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	25の地点	24の地点	23の地点	22の地点	21の地点	20の地点	19の地点	18の地点	17の地点	16の地点	
48の地点から三四七度一〇分四一秒一・六五メートルの地点	47の地点から七六度二四分一五秒五・〇八メートルの地点	46の地点から三三六度〇二分二七秒一・一八メートルの地点	45の地点から二五九度〇五分一二秒二・四〇メートルの地点	44の地点から三三七度五四分〇六秒六・一七メートルの地点	44の地点から三三七度五四分〇六秒六・一七メートルの地点	基準点から三三七度四六分四五秒五三八・〇九メートルの地点	42の地点から一五六度二九分一五秒五・七二メートルの地点	41の地点から三三四度三四分三〇秒三・〇二メートルの地点	40の地点から一五六度〇二分二三秒一・一五メートルの地点	39の地点から五六度二〇分三六秒五・五八メートルの地点	38の地点から一四五度二九分二九秒一・六五メートルの地点	37の地点から五四度〇六分一二秒一〇・六八メートルの地点	36の地点から五一度一三分五五秒一五・三九メートルの地点	35の地点から四七度五三分一五秒一四・四〇メートルの地点	34の地点から一三六度〇六分一六秒一・一〇メートルの地点	33の地点から四四度四〇分四五秒一三・三〇メートルの地点	32の地点から三三三度〇二分五六秒一・一三メートルの地点	31の地点から四二度〇二分五五秒八・二七メートルの地点	30の地点から三九度一〇分〇四秒一五・三八メートルの地点	29の地点から三六度一六分三八秒一五・三〇メートルの地点	28の地点から三三度四三分五五秒二一・九二メートルの地点	27の地点から三一度一五分五九秒一〇・〇二メートルの地点	26の地点から三〇二度四二分二九秒一・六五メートルの地点	25の地点から三二度四二分三九秒一〇・七五メートルの地点	24の地点から二二度五六分四六秒三・三〇メートルの地点	23の地点から二二度五六分四六秒三・三〇メートルの地点	22の地点から三〇二度二六分二九秒七・九三メートルの地点	基準点から三一六度一〇分二〇秒五・七八メートルの地点	20の地点から一二二度四七分〇九秒六・一〇メートルの地点	19の地点から一二二度五二分三九秒一〇・七五メートルの地点	18の地点から一二二度四二分三九秒一〇・七五メートルの地点	17の地点から三二度四二分三八秒五・〇〇メートルの地点	16の地点から一二二度二一分五三秒一・七〇メートルの地点	15の地点から三四度〇六分〇六秒九・九一メートルの地点

50の地点	51の地点	52の地点	53の地点	54の地点	55の地点	56の地点	57の地点	58の地点	59の地点	60の地点	61の地点	62の地点	63の地点	64の地点	65の地点	66の地点	67の地点	68の地点	69の地点	70の地点	71の地点	72の地点	73の地点	74の地点
49の地点から七九度一分〇五秒一七・二七メートルの地点	50の地点から三五一度二二分〇八秒二・八五メートルの地点	51の地点から八二度三七分四〇秒二・四五メートルの地点	52の地点から八五度一五分〇九秒一〇・三八メートルの地点	53の地点から八七度三八分三二秒一〇・三八メートルの地点	54の地点から一七八度五〇分〇二秒二・八五メートルの地点	55の地点から九〇度〇一分四〇秒一〇・二六メートルの地点	56の地点から九二度二二分四二秒一〇・二四メートルの地点	57の地点から九四度二四分一九秒一〇・二〇メートルの地点	58の地点から九七度〇五分二六秒四〇・二七メートルの地点	59の地点から九七度二二分一〇秒一九・九〇メートルの地点	60の地点から九五度五八分五一秒一九・七九メートルの地点	61の地点から九三度三六分〇三秒一九・七〇メートルの地点	62の地点から九〇度四五分一五秒一九・六九メートルの地点	63の地点から八七度五三分〇二秒一九・六九メートルの地点	64の地点から八五度〇一分二一秒一九・六九メートルの地点	65の地点から八二度〇三分一九秒一九・七二メートルの地点	66の地点から八〇度一五分五三秒一九・八三メートルの地点	67の地点から七九度二二分一八秒一七・三八メートルの地点	基準点から九度二八分三三秒五三二・九〇メートルの地点	69の地点から四七度二三分四二秒六・四五メートルの地点	70の地点から七八度三八分二〇秒一五・〇〇メートルの地点	71の地点から七六度四三分五二秒二〇・〇二メートルの地点	72の地点から七三度五九分三二秒二五・一〇メートルの地点	73の地点から七六度四八分三〇秒一〇七・四八メートルの地点
(三) 面積																								
1 第一区																								
四六八・六〇平方メートル																								
2 第二区																								
二、〇五六・一三平方メートル																								
3 第三区																								
一、三三三・七二平方メートル																								
4 第四区																								
三、〇八〇・九一平方メートル																								

5 第五区

三、九二・四〇平方メートル

2 免許の年月日及び番号

平成十一年二月四日 指令港湾第五九八号

三 関係図書を閲覧できる市町

周防大島町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十八年七月二十日

一 埋立区域

(一) 位置

柳井市阿月字竹之浦一・二八の三から同字一〇七五の二に至る土地の地先公有水面

面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点から八〇度二分一五秒一四一・三三メートルの地点を中心とする半径一四一・三三メートルの円で9の地点と10の地点を結ぶ南西側の円弧、10の地点から二四度三五分〇〇秒一五八・六七メートルの地点を中心とする半径一五八・六七メートルの円で10の地点と11の地点を結ぶ北東側の円弧、11の地点から六三度三二分四〇秒一四一・三三メートルの地点を中心とする半径一四一・三三メートルの円で11の地点と12の地点を結ぶ南西側の円弧、12の地点から15の地点までを順次結んだ線及び1の地点と15の地点を結ぶ平成七年秋分の満潮位(D.L. + 三・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 柳井市阿月字長崎の長崎四等三角点(北緯三三度五三分三七・〇六五秒 東経一三三度〇七分四三・一九二秒)から三四四度四八分〇九秒四二八・四五メートルの地点

2の地点 1の地点から五九度一九分四七秒九・六五メートルの地点

3の地点 2の地点から五二度〇二分〇〇秒一七・七八メートルの地点

4の地点 3の地点から六二度一八分〇一秒八・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二三度三八分二四秒一・九二メートルの地点

6の地点 5の地点から六二度一八分〇四秒四・〇〇メートルの地点

7の地点 6の地点から四八度四八分一六秒六・一七メートルの地点

8の地点 7の地点から六二度一八分〇二秒三・〇〇メートルの地点

9の地点 8の地点から七七度二分一四秒一〇・二六メートルの地点

10の地点 9の地点から一四七度二分三三秒一〇九・五七メートルの地点

11の地点 10の地点から一三九度〇三分四九秒七九・三五メートルの地点

12の地点 11の地点から二九度四八分一三秒一・三・七二メートルの地点

13の地点 12の地点から二六度〇一分三五秒三・四八メートルの地点

14の地点 13の地点から二〇七度四五分四九秒八・四二メートルの地点

15の地点 14の地点から二六度〇一分三四秒五・〇三メートルの地点

(三) 面積

一三、一七〇・七〇平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成九年一月二十三日 指令港湾第五九六号

三 関係図書を閲覧できる市町

柳井市

四 認可を受けた者

柳井市南町二丁目一〇番二号

柳井市

柳井市長 河内山哲朗

五 認可の年月日

平成十八年七月二十日

山口県告示第四百八号

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号)別表第一の規定により、小型船用特定係留施設を次のとおり定め、平成十八年八月一日から施行する。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

港湾の名称	小型船用		特定係留施設
	名	種類	
	小型船用	特定係留施設	力

徳山下松港 櫛ヶ浜物揚場 水深二・〇メートル
延長二〇・〇メートル



(四〇一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇宙県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山陽小野田市手をつなぐ育成会

代表者の氏名 矢田 英治

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出三丁目一四番五号

三 定款に記載された目的

障害者自立支援法の基本理念に基づき、障害者及び障害児が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるよう支援するとともに、障害者及び障害児に対する一般社会の理解を深めるための啓発事業を行うことにより、障害福祉の施策の充実に寄与すること。

(四〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年七月二十八日から同年十一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号 代表者の氏名 箕口 一実
株式会社

三 変更に係る事項の概要 " " " " 山田 宏

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	中村 一夫	箕口 一実

四 届出年月日

平成十八年七月十九日

五 変更年月日

平成十八年三月二十四日

(四〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年三月十七日山口県公告(一五一)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月二十八日から同年八月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 意見の概要
特に配慮を求めると事項はない。

(四〇四) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十八年三月十七日山口県公告(一五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月二十八日から同年八月二十八日まで、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 意見の概要

特に配慮を求めると事項はない。

(四〇五) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行った者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

阿東町

杉原地区
用排水施設の
改修

田代地区
用排水施設の
改修

下宇津根地区
農道の整備

阿東町	平成一四、九、一三	平成一五、三、一四
杉原地区 用排水施設の 改修	平成一六、一、一	平成一七、二、二八
田代地区 用排水施設の 改修	平成一五、〇	平成一六、〇
下宇津根地区 農道の整備	平成一五、〇	平成一六、〇

沢原地区 ため池の整備	平成一三、一〇、五	平成一五、三、一四
雪寄地区 ため池の整備	平成一四、九、六	〃 二八
伝兵田地区 ため池の整備	平成一五、〃	平成一六、五、二四
大迫地区 ため池の整備	平成一六、一〇、一	平成一八、一、〃

(四〇六) 防府都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画公園の変更に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画公園二・二・十七今宿公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四〇七) 防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画下水道の変更に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画下水道防府市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四〇八) 宇部都市計画土地画整理事業の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画土地画整理事業の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成十八年八月九日(水曜日)午後二時

二 開催の場所

宇部市朝日町八番一号

宇部市文化会館研修ホール

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画土地画整理事業小串土地画整理事業

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十八年八月二日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十八年八月二日までの消印のあるものに限り、公

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-九三三-三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市都市開発部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(四〇九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市日の出二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市日の出一丁目四番二号

株式会社寿建設

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字東高泊字上二二ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字東高泊一二九二番地の五

日高 哲男



公 告

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により次の一に掲げる者に送達すべき次の二に掲げる書類を山口県収用委員会(山口市滝町一番一号

郵便番号七五三一八五〇一 山口県土木建築部監理課内)において保管しているの
で、申出があればいつでも交付します。

平成十八年七月二十八日

山口県収用委員会会長 河野 勉

一 送達を受けるべき者

下関市王司川端二丁目二番三三号

沖 寿江

山口市小郡下郷二二〇九番地二

田村 清子

山口市小郡下郷二二〇九番地二

田村 幸子

山口市小郡下郷字岡ノ原北二二八三番一の土地の所有者

市場 薫

岡本 信昭

白井亀太郎の相続人

石畔 元吉の相続人

二 送達すべき書類

平成十八年七月五日付け裁決書

平成十八年七月二十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)